

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成31年3月3日 14時33分ごろ
発生場所	福岡県北九州市馬島北西方沖（六連島西水路第4号灯浮標） 藍島港本村南2防波堤灯台から真方位130°1海里（M）付近 （概位 北緯33°58.5′ 東経130°50.0′）
事故の概要	漁船第三功春丸は、北西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和元年8月22日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三功春丸、4.9トン FO3-33296（漁船登録番号）、個人所有 第290-60712号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に擦過傷 灯浮標 檣部支柱に折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、操業の目的で、6Mレンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、自動操舵で北西進していた。 本船は、船長が、GPSプロッターの画面に表示させた以前の航跡に自船の針路が沿うよう同画面を見ながら自動操舵の設定針路を調整することに気を取られていたところ、六連島西水路第4号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の手前約30mで本件灯浮標に接近していることに気付き、右舵を取ったが間に合わず、本件灯浮標に衝突した。 船長は、本件灯浮標の存在を知っていた。
分析	本船は、北西進中、船長が、GPSプロッターの画面を見ながら自動操舵の設定針路を調整することに意識を向けて航行を続けたことから、本件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が北西進中、船長が、GPSプロッターの画面を見ながら自動操舵の設定針路を調整することに意識を向けて航行を続けたため、本件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、GPSプロッターの画面を見続けるなどの一つのこと に集中せず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。
--------------	---